

令和2年3月10日(火)

中部経済産業局で証明書の発給を受けた関税割当申請者(実績者) 各位

中部経済産業局地域経済部国際課

2020年度「皮革及び革靴の関税割当て」申請等における注意点について(お知らせ)

経済産業省は、新型コロナウイルスの流行に伴い、**2020年度関税割当証明書の手続き(①年度枠申請、②返納、③有効期間延長申請および内容変更届出)に限り、実績者(新規者以外)の申請は郵送申請とします。**実績者におかれましては、感染拡大の予防のため、郵送申請を行ってください。

概要は以下の通りですが、詳細につきましては、お知らせ等をご覧ください。

○ 注意事項(下記①～③全ての手続き共通)

- ・ **郵送は、レターパックプラス(赤・520円のもの)又は郵便書留(A4 440円)で行ってください。**
- ・ 申請書類の不備・不足がある場合、担当者から問合せますので、**日中に連絡が取りやすい連絡先を記載したチェックシート等を同封してください。**また、**申請書類の副本をお手元に保管**してください。

① 2020年度枠申請

提出書類 ※必ず公表6～7頁を確認してください。	<p>① <u>宛先を明記した返信用封筒(レターパックプラス又は郵便書留分の切手(A4 440円)を貼った封筒)</u></p> <p>② <u>2020年度申請書類確認チェックシート(参照:別添「お知らせ」17頁)</u></p> <p>③ 関税割当申請書1通</p> <p>④ 関税割当輸入実績表1通</p> <p>⑤ 法人の印鑑証明書又は個人事業者本人の印鑑登録証明書原本1通(申請日前1か月以内に交付されたもの)</p> <p>⑥ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面1通</p> <p>⑦ 個人事業者は、事業者(申請者)本人の上記第5申請者の要件表中の事業による事業(営業)収入のある「2019(令和元)年分の所得税の確定申告書B(第一表及び第二表)」及び「2019(令和元)年分収支内訳書」の控え(税務署の文書收受印があるもの)原本1通</p> <p><革靴の場合は上記①～⑦に加え、下記⑧についても提出が必要です></p> <p>⑧ 証明書を使用した初回(2019(平成31)年度証明書。2019(平成31)年度証明書の発給を受けていない実績者は、平成30年度証明書)の輸入通関に係る「2020年度申請用『自ら輸入』申告書」1通</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 代理申請は認めませんので、申請者自らが郵送してください。・ 皮革3品と革靴の申請等は、同封して構いません。・ 1社(者)1申請ですので、他社分は同封しないでください。
郵送申請受付期間	2020年3月9日～4月6日(必着)

② 2019 年度返納手続き

<p>申請書類 ※必ず公表 16 ~18 頁を確認し てください。</p>	<p>① <u>宛先を明記した返信用封筒（レターパックプラス又は郵便書留分の切手（A4 440 円）を貼った封筒）</u> ② <u>日中に連絡が取りやすい連絡先と担当者氏名のわかるもの（名刺等）</u> ③ 証明書原本（NACCシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出） ④ 関税割当返納確認書 2 通 ⑤ 輸入通関を証する書類の写し 1 通（返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る全ての輸入許可通知書等、次の a~b のいずれか一の書類） a. 輸入許可通知書（一通関で複数ページになる場合は両面印刷可） b. 輸入（納税）申告書（税関の許可印が押印されているもの） c. 国際郵便課税通知書（配達郵便局の日付印が押印されているもの） <革靴の場合は上記①~⑤に加え、下記⑥についても提出が必要です> ⑥ 初回輸入通関分の「自ら輸入」を証明する書類（下記 d 及び e）の写し 各 1 通 d. 革靴を自己の名において輸入代金決済した T / T 送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等の書類 e. 革靴の仕入書（インボイス）</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 返納手続きは、年度枠の申請資格要件の 1 つですので、<u>原則申請受付前の 3 月中に手続きを済ませてください。</u> 革靴の証明書を返納する際、初回通関分のインボイスや送金関係を示す書類には、該当箇所にマーカー等をしていただき、また、送金関係を示す書類が複雑なときは「説明書」を添付していただく等、理解が得られやすい書類提出をお願いします。
<p>郵送申請受付期間</p>	<p>2020 年 3 月 9 日～4 月 6 日（必着） ※有効期間延長を行った証明書を除く</p>

③ 有効期間延長申請および内容変更（代表者・住所等）届出

<p>申請書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間延長申請については、「2020 年度の関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について（注意事項）」の 1 頁をご参照ください。 内容変更（代表者・住所等）届出については、「2020 年度の関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について（注意事項）」の 7 頁をご参照ください。
<p>注意事項</p>	<p>手続を行わずに通関を実施した場合は、手続違反に問われることがあります。</p>
<p>郵送申請受付期間</p>	<p>①2020 年度枠申請及び②2019 年度返納手続きと同封できますが、早期届出が必要です</p>

○ 郵送先

〒480-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 （中部経済産業局 地域経済部 国際課）

○ お問合せ先

電話：052-951-4091 FAX：052-961-7829 E-mail：gchbnt@meti.go.jp

以上